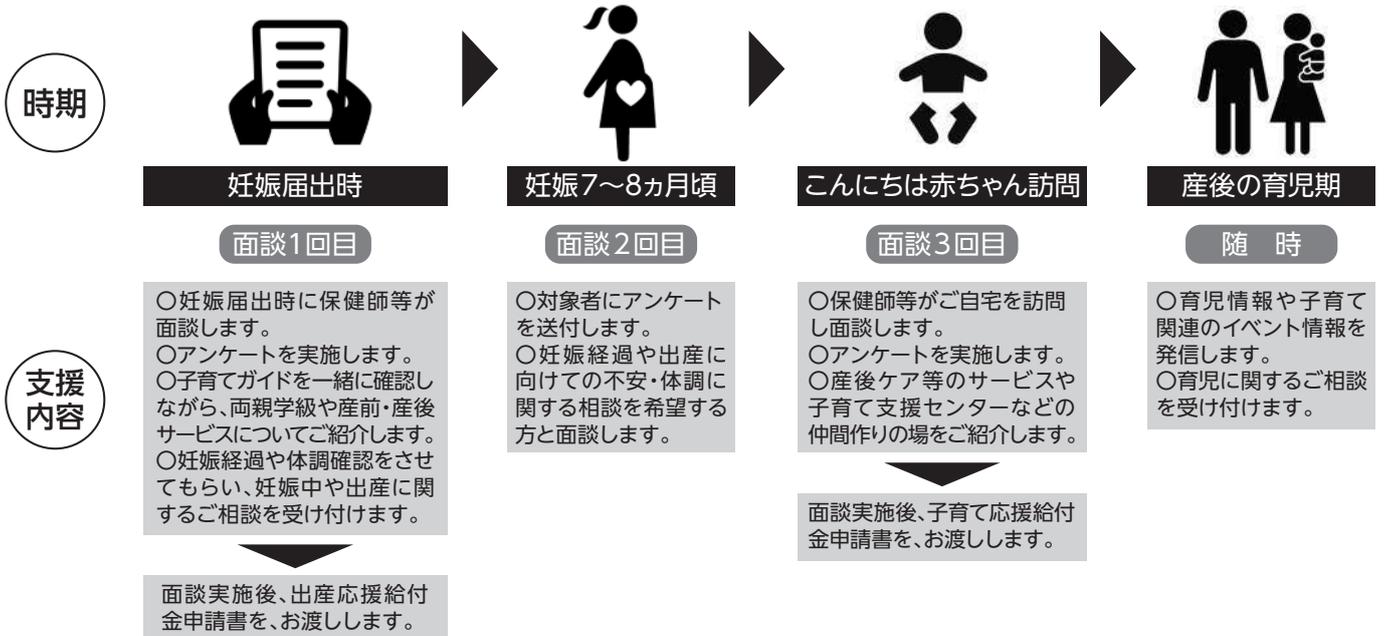


～ 2つの支援でバックアップ!～ 出産・子育て応援給付金等事業が始まります

問 市役所子育て支援課母子保健係 [内線166、168～169]

全ての妊婦・子育て世帯が安心して出産・子育てできるよう、身近で相談に応じ必要な支援につなぐ伴走型相談支援と、妊娠届や出生届を提出した方に「出産応援給付金(妊婦1人あたり5万円)」と「子育て応援給付金(児童1人あたり5万円)」の経済的支援を一体的に実施します。

伴走型相談支援として



経済的支援として

給付金の種類および対象者(申請できる方)

	出産応援給付金	子育て応援給付金
対象	申請日時点で北斗市に住民票がある方。	
	令和4年4月1日以降に妊娠届出を提出した(する)妊婦(令和4年4月1日から令和5年1月31日までに出生した産婦の方は、令和4年3月31日以前に妊娠届出を提出した方も対象となります。)	令和4年4月1日以降に出生した(する)児童を養育する方(原則は児童と同居する母または父)
金額	妊婦1人あたり5万円 (※多胎妊娠の場合でも5万円)	児童1人あたり5万円 (※例えば双子の場合は10万円)

※いずれの給付金も所得制限はありません。

※他の市区町村において、すでに「出産応援給付金」「子育て応援給付金」の支給を受けた方は、対象外となります。

給付金申請方法

給付を受けるためには、申請とアンケート回答が必要です。

妊娠届出日	出生日	出産応援給付金	子育て応援給付金
	令和4年4月1日～令和5年1月31日	申請書とアンケートを、すでに郵送でご案内しています。同封の返信用封筒で提出してください。	
令和4年4月1日～令和5年1月31日	令和5年2月1日以降	妊娠届出時に面談を行った後、申請書をお渡しします。	出生届出後、保健師等がご自宅を訪問し、面談後に、申請書をお渡しします。
令和5年2月1日以降	令和5年2月1日以降		

<こんな時はどうするの?>

- ①里帰り出産の場合は、住民票のある自治体から支給します。
住民票のある自治体か、里帰り先での面談が必要です。子育て支援課までご相談ください。
- ②妊娠届出後に流産等で出産に至らなかった場合でも、出産応援給付金は、申請することができます。
- ③上記の面談以外でも、子育て等で心配なこと、不安なこと、保育園などの手続き方法等、わからないことがあればお気軽に子育て支援課までご相談ください。